

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 電話2-2111(代表)
★十勝総合振興局(旧土木現業所、旧保健所を含む) 電話0155-24-3111(代表)

※お問い合わせに記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。
※帯広市及び、帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

募集

水道メーター器検針員



- ◆人数 1名
- ◆応募資格 町内に居住する健康な方
- ◆募集期間 2月10日(水)までに、建設課上水道担当へ履歴書を提出してください
- ◆業務内容 水道メーター器の検針500件程度(毎月25日～28日までの3～4日、ある程度の体力と、正確性が求められる業務です)
- ◆業務場所 上士幌市街地

◆委託料 (月額)契約件数×1件あたり60円

◆契約期間 平成28年2月～3月まで(以降は再契約)

◆保険 普通傷害保険、賠償責任保険など

◆選考方法 書類選考
※お問い合わせは、建設課上水道担当(☎2-4297)まで

熱気球の活動に興味をお持ちの町民の方

本町は、熱気球の町として長年にわたりバルーンフェスティバルを開催し、昨年で42回目となりました。これもひとえに町民のみならず多くの関係者によるご理解・ご協力の賜物と感謝申し上げます。

一方で、パイロットの高齢化やクラブチーム活動の停滞、バルーンフェスティバルの競技役員の減少など、熱気球に関わる町民が減少していることから、人材育成が大きな課題となっております。

つきましては、人材育成事業の内容を検討するため、熱気球の活動に興味をお持ちの町民の方を募集します。

◆募集区分

- ①熱気球のパイロットライセンスを取得したい
- ②熱気球の立ち上げや回収などクルーとして関わりたい
- ③熱気球の競技に興味があり、バルーンフェスティバルの競技役員として関わりたい

◆応募期限 2月29日(月)まで

※お申込みやお問い合わせは、北海道バルーンフェスティバル組織委員会事務局(商工観光課観光担当 ☎2-4291)まで



▲昨年のバルーンフェスティバル

相談

季節労働者のみなさまへ

通年雇用促進支援事業・雇用相談窓口

十勝北西部通年雇用促進協議会では、季節労働者の方々の通年雇用化を促進するため「通年雇用促進支援事業」を実施しています。

◆開設日 2月4日(木) 10時30分～15時

◆会場 役場1階 町民相談室

※事前予約不要

【協議会の事業を利用できる方】

- ①十勝管内8町(上士幌町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、幕別町)にお住まいの通年雇用化を目指す方
- ②季節労働者の方で次のいずれかにあてはまる方

- ◆雇用保険の短期雇用特例被保険者と

して雇用されている方

◆離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方(事業年度開始日の1年以上前に離職した方を除く)

◆離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者種類が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職に係る離職が事業年度開始日の1年以上前であった方は除く)

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

民事法律扶助制度利用促進のための無料法律相談会

借金の問題、家庭の問題、職場の問題など、生活上のさまざまな悩みごとについて、弁護士・司法書士による無料の法律相談をご利用いただけます。

◆開設日 2月24日(水)～26日(金)

◆場所 法テラス釧路との契約弁護士・司法書士の各事務所

◆相談員 法テラス釧路との契約弁護士・司法書士

◆相談時間 1件30分程度

◆受付方法 事前電話予約制

◆予約期間 2月8日(月)～19日(金)
(先着15名)

◆受付時間 平日 10時～16時

※予約やお問い合わせは、法テラス釧路(☎050-13383-15567)まで

◆採用予定人員及び採用時期

- (1)採用人員 社会教育主事 1名
- (2)採用日 平成28年4月1日

◆応募資格及び採用条件

- (1)昭和60年4月2日以降に生まれた方
- (2)社会教育主事の任用資格を有する方、または平成28年3月までに当該資格を取得する見込みの方、または社会教育主事講習を修了した方
- (3)普通自動車運転免許取得者または取得見込みの方
- (4)採用後、上士幌町内に居住する方
- (5)次のいずれにも該当しない方
 - ①日本国籍を有しない方
 - ②成年被後見人または被保佐人
 - ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

◆試験の種類

論文試験・性格検査・面接試験

◆試験日及び試験場所

- (1)試験日時 2月25日(木) 午後1時30分から
- (2)試験会場 上士幌町山村開発センター 第2研修室
(河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地)

◆合格発表 受験者全員に可否の結果を通知します。

◆受験手続

(1)受験申込書

次の書類を持参提出または郵送してください。①及び②は町指定の様式ですので、上士幌町ホームページからダウンロードまたは総務課職員担当に請求してください。

- ①履歴書(指定様式)
- ②身上調書(指定様式)
- ③卒業証明書または卒業見込み証明書(最終学歴のもの)
- ④資格を有すること、または有する見込みであることを証するものの写し
- ⑤普通自動車運転免許取得者は免許証の写し

- (2)申込期限 2月10日(水) 午後5時15分まで
- (3)受験申込書類の請求及び提出先
〒080-1492 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地
上士幌町役場総務課職員担当
(☎01564-2-2111)

◆その他

- (1)試験当日は、筆記用具(HB以上の鉛筆、消しゴム)を持参してください。
- (2)受験手続き、その他ご不明な点は、上士幌町役場総務課職員担当までお問い合わせください。

※応募・お問い合わせは、上士幌町役場総務課職員担当(☎01564-2-2111)まで
様式のダウンロードは、上士幌町ホームページ <http://www.kamishihoro.jp/> へ

平成27年度・平成28年度 特別支援教育支援員 を公募します

◆職種 特別支援教育支援員

(A…平成27年度採用 B…平成28年度採用)

◆業務内容

- 児童・生徒が学校生活を営む上で必要とする業務
- ①基本的な生活習慣を確立するための生活上の支援
 - ②障がいのある児童・生徒への学習支援
 - ③学習活動、教室間移動等における介助
 - ④危険な行動の防止等の安全配慮
 - ⑤運動会、発表会等の学校行事における介助
 - ⑥放課後における児童・生徒の見守り
 - ⑦その他、配置校の校長及び教育長が必要と認める業務

◆募集人数 A:1名 B:若干名

◆給与 月給146,400円以内(Bの平成28年度採用者

より変更する場合あり) 社会保険・雇用保険加入

◆勤務時間 1週38時間45分以内(1日7時間45分以内)

◆雇用期間

- A:平成28年2月中旬～平成28年3月24日
- B:平成28年4月1日～平成29年3月24日

◆資格・対象 町内に居住し、健康で業務を遂行できる方

◆応募方法等

◆提出書類 履歴書(指定様式)

☉町ホームページからダウンロード、または子ども課で用意する所定用紙を使用してください。

◆応募締切

- A:2月15日(月) 午後5時15分まで
- B:2月25日(木) 午後5時15分まで

※応募・お問い合わせは、教育委員会子ども課総務・学校教育担当(☎01564-2-3014)まで

スポーツ

フロアカーリング教室

◆日時 2月17日(水)・18日(木) 2日間
9時30分～

◆場所 上土幌町スポーツセンター

◆主催 フロアカーリング協会

※お申込みやお問い合わせは、フロアカーリング協会事務局 堂畑(☎2-4062)まで

町民フロアカーリング交流の集い

◆日時 2月21日(日) 9時～

◆場所 上土幌町スポーツセンター

◆対象 小学生以上の町民の方

◆参加料 1人500円(当日徴収)

◆申込期限 2月12日(金)

◆主催 フロアカーリング協会

※お申込みやお問い合わせは、フロアカーリング協会事務局 堂畑(☎2-4062)まで

第32回町民歩くスキーの集い

◆日時 2月14日(日) 9時30分～

◆場所 航空公園(キャンプ場入口集合)

◆対象 小学生以上の町民の方

◆持ち物 歩くスキー一式、汗拭きタオルなど

◆用具貸出 用具をお持ちでない方は、スポーツセンターにてお貸しいた

します。

◆申込期限 2月9日(火)

※お申し込みやお問い合わせは、歩くスキーの会事務局 林(☎2-3255)または教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2-3024)まで

第46回町民スキー大会 大回転競技会

◆日時 3月6日(日) 受付9時～

開会式9時30分/競技開始10時

◆場所 ぬかびら源泉郷スキー場

◆対象 小学生以上の町民の方

◆種目

- ◆小学(低・高学年)男・女の部
- ◆中学男・女の部
- ◆ジュニア(16～18歳)男・女の部
- ◆一般(19歳以上)男・女の部

◆申込期限 2月19日(金)

※小・中学生については、別途チラシでご案内いたします。
※お申込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2-3024)まで

健康体づくり教室

◆日時 2月3日(水)・10日(水)・17日(水)・24日(水)・3月2日(水) 19時～20時30分

◆場所 スポーツセンター 小体育館

◆対象 一般男女

◆定員 20名

◆参加料 無料

◆内容 ストレッチ・自重重でできる

トレーニング

※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2-3024)まで

第16回協会杯フットサル大会

◆日時 3月13日(日) 9時開会

◆場所 上土幌町スポーツセンター

◆対象 中学生以上(3名以上の協会加盟者、町内在住者または町内勤務者が登録され、試合に出場すること)

◆参加料 1チーム3000円(中学生のみのチームは無料)

◆申込期限 3月2日(水)

※お申し込みやお問い合わせは、サッカー協会事務局 青木(☎090-6211-7660)まで

福祉・介護

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

【児童扶養手当】

児童扶養手当は、父母の離婚等によるひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。対象となる方で、まだ申請をされていない方は、役場保健福祉課にご相談ください。

◆支給要件(対象者) 次のいずれかの状態にある児童を養育している方

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡または生死不明である児童
- ③ 父または母が重度の障がいのある児童
- ④ 父または母が裁判所による配偶者からの暴力(DV)の保護命令を受けた児童
- ⑤ 父母とも不明である児童
- ⑥ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童



※「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日までにいる児童をいいます。ただし、一定の障がいのある場合は20歳未満まで手当が受けられます。

◆手当額(月額) ※平成27年4月現在

- ◆児童1人のとき 4万2000円～9万9100円 (所得の状況により変わります)
- ◆児童2人以上の加算額 2人目 5000円
- 3人目以降1人につき 3000円

※支給金額は所得に応じて決定され、一定以上の所得がある場合は支給停止となります。

◆支給時期 4・8・12月(年3回)に前月分までの手当を支給します。

◆申請に必要なもの
印鑑、申請者名義の通帳、年金手帳、申請者及び該当する児童の戸籍謄本、住民票謄本など。

【特別児童扶養手当】

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童を監護、養育している父母及び父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

対象となる方で、まだ申請されていない方は、役場保健福祉課にご相談ください。

◆支給要件(対象者) 精神または身体における障がいの程度が、定められた基準に該当する20歳未満の児童を監護、養育している父母等が対象となります。ただし、支給要件に該当しても所得制限などで支給停止となる場合があります。

また、児童が施設等に入所している場合や児童が障がい等を理由に公的年金を受給している場合は、支給該当になりません。

◆手当額(月額) ※平成27年4月現在

- ◆1級 5万1100円
- ◆2級 3万4030円

◆支給時期 4・8・11月(年3回)に前月分までの手当を支給します。

◆申請に必要なもの

印鑑、申請者名義の通帳、所定の診断書、申請者及び該当する子どもの戸籍謄本、住民票謄本など

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

お忘れございませんか？ 平成27年度「臨時福祉給付金」

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、平成27年度「臨時福祉給付金」が支給されています。対象の可能性のある方には、既に通知させていただいているところですが、まだ、お手続きされていない場合は、2月3日(水)までに、役場保健福祉課窓口(1階3番窓口)にて申請してください。

◆対象者

平成27年1月1日時点で上土幌町に住居登録されており、平成27年度分の町民税(均等割)が課税されていない方
※課税されている方の扶養となっている場合や生活保護受給世帯などは対象外です。

◆給付額

支給対象者1人につき6,000円

◆持参するもの

- 臨時福祉給付金申請書
- 印鑑(シャチハタ以外)
- 支給対象者全員の公的身分証明書(運転免許証、健康保険証、住民票など)
- 支給対象者名義口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)
- 扶養者の平成27年度分の非課税証明書(該当者のみ)
※扶養者の住民票所在地が、平成27年1月1日時点で別の市町村内にあった場合に必要となります。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金事業

平成27年度 子育て支援カードの有効期限

平成28年 **3月31日(木) まで**



満点カードは5,000円分の商品券と交換！
端数カードは通常カードへポイントを打ち替えます。

☞満点カードの商品券交換期限 **4月11日(月)**

☞通常カードの打ち替え期限 **4月28日(木)**

○商品券交換、ポイントの打ち替え先 ▶▶ **商工会事務所** 平日8:45~17:30

※お問い合わせは、かみしほろバルーンスタンプ協同組合(☎2-3314)まで

バルーンスタンプ協同組合では、平成28年度も継続して子育て支援カード事業を実施する予定です。

「障害者差別解消法」が 施行されます

障がいによる理由とする差別的解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「障害を理由とする差別的解消に関する法律」(いわゆる障害者差別解消法)が平成28年4月より施行されます。

この法律は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者を対象に、障がいによる理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がいのある人が日常生活を送るうえでの社会的障壁を取り除く「合理的配慮の提供」を求めています。

※民間事業者には、個人事業者、NPO法人等の非営利事業者も含まれます。

◆「社会的障壁」とは

- ① 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② 制度(利用しにくい制度など)
- ③ 慣行(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)



④ 観念(障がいのある方への偏見など)

◆「不当な差別的取扱い」とは

例：障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否すること

◆「合理的配慮の提供」とは

例：車いす利用者のために、段差の解消を図ることやスロープを設置すること

例：知的障がいのあるひとにわかりやすく説明すること

◆行政機関や民間事業者は、次のように対応しなければなりません。

対象	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	してはいけません	しなければならない
民間事業者	してはいけません	努めなければならない(《努力義務》)

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

介護保険料はきちんと納めていますか？

介護保険料は、みなさんの介護を支える大切な財源です。介護を受けている方はもちろん、今は介護が必要でなくても、将来必要になったときに安心して介護サービスが受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

■「介護保険料を納めない」と…

■滞納した期間に応じて厳しい措置がとられます。

① 介護利用料の全額立て替え

② 立て替えた分の払い戻しの差し止め

③ 利用料の自己負担割合が1割から3割に

■滞納が2年続くと時効となり、もう納めることはできません

保険料の納付方法は、年金から天引きになる場合と、納付書により窓口で納める場合があります。年金天引きの方はご自分の納付方法を確認しましょう。

納付が難しいときは滞納のままにせず、必ずご相談ください。

※お問い合わせは、保健福祉課介護保険担当(☎2-4296)まで

サポートセンター白樺

手工芸づくり
不用品の回収・販売

『まちなか交流サロン』で行っています！

サポートセンター白樺では、1月から町内3区の1「まちなか交流サロン」にて、手工芸づくりと併せて不用品の回収・販売を行っています。誰もが気軽に立ち寄れる場所として活動していきますので、ぜひお立ち寄りください！

【営業日・時間】 毎週火曜日 9:30~11:00 ※当面

【手工芸づくり】

気球モビールづくりなど、日によって異なります。

【不用品の回収・販売】

使わなくなった不用品(下記の衣類)を無料回収・分別して、可能なものは販売、それ以外はウエスに加工して特別養護老人ホームすずらん荘に寄付します。

《回収する不用品(次の衣類に限ります)》

- ◆ 子供服(洗濯してあるもの)
- ◆ 新しいもの
- ◆ ウエスになるもの(綿100%)

得意な手工芸づくりはありませんか？(お手玉づくり・靴下編みなど、交流サロン内のできるもの)

まちなか交流サロンで、その得意な手工芸づくりと一緒に楽しみましょう！

※お問い合わせは、サポートセンター白樺(☎2-5155)まで

献血にご協力を！

献血に多くの方のご協力をお願いします

◆日時 2月12日(金)

◎上士幌町役場前

10時~11時30分

13時~14時30分

◎上士幌町

農業協同組合前

15時~16時

◆対象 16歳~69歳の方
(65歳以上は献血経験者)

※お問い合わせは、保健福祉課健康増進担当(☎2-4128)まで

大切な「年金手帳」… 生涯の大切なパートナーです



～年金に関する手続きは、基礎年金番号により行います～

国民年金や厚生年金に初めて加入すると「年金手帳(基礎年金番号)」が交付されます。この「年金手帳」は、就職したときなど年金に関する手続きの際に、必ず提出を求められます。

また、勤務先が変わったり、住所が変わったりしても一生変わらず使用しますので、なくしたり、汚したりしないで大切に保管してください。

なお、当面の間、日本年金機構においては、個人番号(マイナンバー)の利用はできないこととなっています。年金のお手続きでの必要な書類として「住民票」をご用意いただく場合には、「個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの」をご用意くださいますようお願いいたします。

♣ワカサギ釣りを楽しくするために

今年もワカサギ釣りのシーズンが到来しました。テント内で暖を取りながら釣ることが多いため、一酸化炭素中毒などの致命的事故が発生しやすくなります。安全に釣りを楽しむため、慎重な行動を心掛けましょう。

回氷上釣りの注意点

◆目的地や帰宅時間をあらかじめ家族や知人に連絡し、単独行動は避けましょう。

回一酸化炭素中毒の症状

◆頭痛・判断力の低下・吐き気・めまいが見られ、さらに進行すれば脱力感・失神等が出現し、最悪の場合は死に至ります。

回一酸化炭素中毒の予防法と対処法

◆常時テントの入口を開けて新鮮な空気が入るようにし、30分から

1時間毎に換気をしましょう。

◆一酸化炭素中毒を発見した場合は、まずは新鮮な空気を吸わせ、すぐに119番通報します。(携帯電話は湖上では繋がりにくいため、国道上の緊急用公衆電話等を利用しましょう。)

◆意識が無く普段通りの呼吸が無ければ心肺蘇生法を実施します。

◆意識があれば、保温をしながら救急車を待つか、病院へ向かしましょう。

やっています!避難訓練



◀パピリカでの訓練風景

12月に避難訓練を実施した施設は次のとおりです。(消防把握分)

パピリカ・lifeもりおか・糠平温泉文化ホール・ぬかびら源泉郷スキー場

※防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要です。実施する際は消防署にお知らせください。

防火管理 ～私たちの取り組み▶▶ lifeもりおか

インテリア、家具などを替えるということは、新しい生活をスタートさせるということです。当店では、すべての人々に快適な生活環境を提供できるよう、豊富な品数でお客様の要望に対応しております。お客様には、安心して楽しんでお買い物をしていただけるように、防火管理面においても定期的な避難訓練の実施や、消火器などの消防用設備について適切な維持管理を心掛けております。また、商品の陳列や避難通路の確保などにも日頃から気を配っています。



これからも、お住まいのこを通して、お客様の生活に喜びをお届けできればと思います。



火の用心

平成27年12月31日現在の出場状況

◆火災出動 6件(うち12月 0件)

◆救急出場 264件(うち12月25件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防第1係(☎2-2519)まで